

### テーマ3

監査法人に属する会計士は独立性やインサイダー規制の観点から個別株式の売買が原則禁止されている。一方、金融リテラシー向上のため、自身が関与していない会社の株式売買を認めるべきとの声もある。個別銘柄の株式は全面的に禁止すべきか、条件付きで売買を解禁すべきか。

#### B 案：条件付きで売買を解禁すべき

##### 1. 自身が関与していないクライアント先であれば独立性に反するリスクは抑えられる

個別銘柄の株式の売買が禁止されている主な理由として、利益相反により市場の信頼性を陥れてしまう可能性があることと考えられる。この点、自身が関与していないクライアント先でなければ利益相反行為の恐れはほぼないと考えられる。というのも監査人が関与していないクライアントに対し利益相反行為を行う力を持ってないことが理由として挙げられる。一般的に監査人が利益相反行為を引き起こせる状況は監査の結果や判断に影響を与える状況に限られると考えられる。そこで関与していないクライアントにおいては監査の結果や判断に影響を与える状況は考えづらい。そのため利益相反行為をしようにもできないので、独立性に反するリスクは限りなく低いと考えられる。

##### 2. より効果的、効率的な監査の実施

重要性の基準値等、監査においての重要性は投資家の意思決定に影響を与えるかどうかで決定している。しかし監査人は業務中、企業側の方と関わる機会はあるが、投資家と関わることはほぼない。その為投資家がどの数値や記載内容を重視しているのか等、投資家がどこを特に注視して投資の意思決定するのかを投資家の目線から考える機会は少ないと考えられる。そこで、個人銘柄の株式の売買を解禁することで、監査人の中で投資を行う人が増え、それと同時に投資家目線で物事を考える機会が増加すると考えられる。そして投資家目線からどのように意思決定をしているか学ぶことで、より投資家の考えに沿った重要性の判断を下せるようになると考えられる。